

令和3年第2回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧（その2）

1 件数

	今 回	累 計
議 案	5 件	(108 件)
報 告	0 件	(8 件)
合 計	5 件	(116 件)

2 内訳

(1) 議案（5件）

- ①令和2年度補正予算案（その2）（1件） ⇒ 議案第106号
- ②令和3年度補正予算案（1件） ⇒ 議案第107号
- ③事務の委託に関する規約の協議（2件） ⇒ 議案第108号・議案第109号
- ④条例案（1件） ⇒ 議案第110号

3 議案の概要

議案第106号 令和2年度宮崎市一般会計補正予算（第15号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和2年度3月補正予算案概要（その2）（議案第106号）」のとおり

議案第107号 令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）案

【財政課（健康支援課）】

別添「令和3年度補正予算案概要（議案第107号）」のとおり

◇提案理由

小林市及び綾町が、それぞれ本市に大淀川左岸地区水利施設管理強化事業の事務を委託するための規約を定めることについて、同市及び同町と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出するもの。

◇規約の内容

(1) 事務の内容

同事業に係る補助金の交付申請及び受領並びに委託事務の管理及び執行

(2) 事業の主体

本市、小林市及び綾町（小林市及び綾町が、それぞれ本市に事務を委託。）

(3) 委託事務の範囲

国営大淀川左岸土地改良事業造成施設及び国営附帯県営造成施設に関する事務

(4) 事業の概要

令和3年度新規補助事業「水利施設管理強化事業」により、大淀川左岸土地改良区が管理する調整池や揚水機場等に係る経費を同土地改良区に助成し、広沢ダム等からの安定的な農業用水の供給を行うもの。

(5) 施行日

令和3年4月1日

◇提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

次に掲げる条例における新型コロナウイルス感染症の定義を「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」から「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

- (1) 宮崎市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (2) 宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例
- (3) 宮崎市国民健康保険条例

◇施行期日

公布の日